

令和3年度  
奈良市立登美ヶ丘小学校



いじめ防止基本方針

# 奈良市立登美ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

学校番号 426

学校名 登美ヶ丘小学校

学校長 田中 祐一郎

## Ⅰ いじめに対する考え方

### (1) いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している 等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」（平成25年法律第71号）より

### (2) いじめに対する理解について

いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。さらに、いじめは、行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることがあることを留意する必要がある。

### (3) いじめの認知についての考え方について

校長・教頭・教務・いじめ対応教員・生徒指導主任・人権主任・養護教諭・SC・その他状況に応じた関係者により構成されるいじめ対策校内委員会において、被害者救済を最優先に、いじめの定義に基づき積極的に認知していく。

### (4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

- ・いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識する。
- ・「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。また、はやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- ・いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。  
子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有しているため、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。そのため、学校と家庭との連携を図る。

## 2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの未然防止について

#### ①配慮が必要な児童への環境整備

- ・学習面での支援として、通級教室を設置し、取り出し個別指導の実施。
- ・活動面での支援として、SST トレーニングの実施。
- ・保護者と児童をつなぐ教育として、ペアレントトレーニングの実施。
- ・日本語が話せない帰国子女や外国人に呈して、日本語指導の実施。

#### <配慮が必要な児童とは>

- ・発達障害を含む、傷害のある児童
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
- ・言語や宗教等の文化的な背景をもつ児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電事故により避難している児童

#### ②人権教育の徹底

- ・毎月11日を「なかまの日」とし、人権標語をもとに全校朝会で講和を実施。
- ・全学年が人権作文に取り組み、人権意識を高める。
- ・児童による、あいさつ運動の実施

#### ③地域との連携

- ・毎日の登下校の見守り活動の実施。

#### ④情報モラル教育の実施。

- ・5・6年生対象に、いじめ防止指導課指導主事を招き、携帯電話使用の知識をつけ危険性の認知を行う。

#### ⑤教員のスキルアップ研修

- ・校内研修を行い、「教員としての在り方」「学級づくりのポイント」「児童の心をつかむ話し方・接し方」にスポットを当てた研修を実施し、教員間で指導の見直しを行う。

### (2) いじめの早期発見について

- ・年3回(毎学期に1回)のアンケートの実施。実施後聞き取りを行い、気になる事象はすぐに対応をする。
- ・トラブルが起ころうな時間帯(朝の会、休み時間)には、可能な限り担任又は支援員が教室に在中し児童の関係性を確認。
- ・毎月全体会を職員間で実施。気になる事象や児童の様子の情報交換を行い、そこで出た事象を管理職も含めた生徒指導部会で話し合い、部会で職員におろし全教員で認識をする。

### (3) 迅速な対応について

いじめ防止対策推進法の規定に沿わない場合でも、下記の内容はいじめとらえ緊急にいじめ対策校内委員会を開く。

「反復性」：相手が嫌がることを反復して行っている

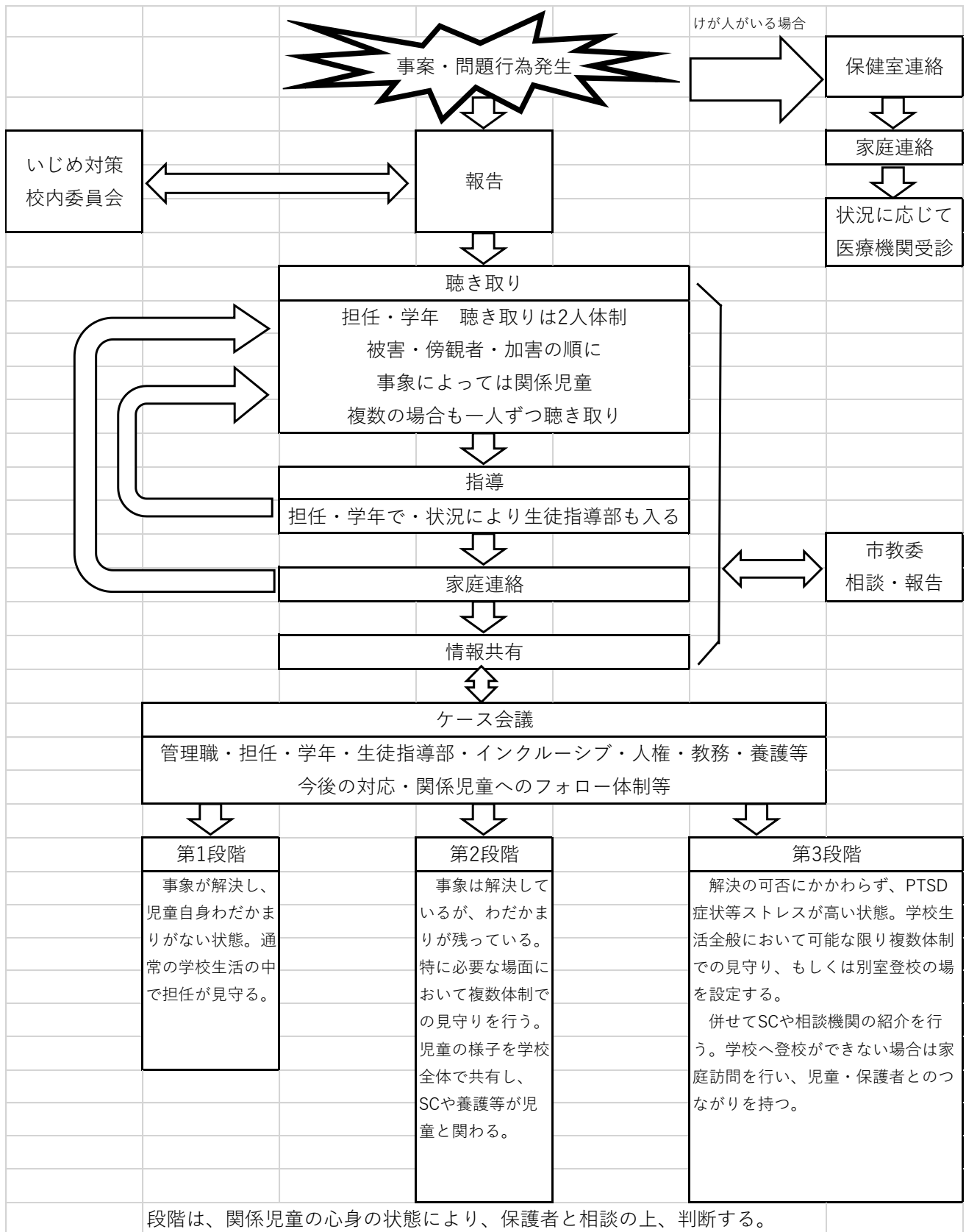
「同一集団性」：行為がいつも特定の集団内で起こっている

「故意性」：嫌がっていることを分かった上で行為を実行

「集団内傍観者」：1対1でなく、集団で周りに観衆や傍観者がいる

「立場の優位性」：行為者に明らかな優位性がある

<いじめ事象が発生した場合>



### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態について

##### <重大事態とは>

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
  - ② 心身に重大な被害を負った場合
    - ・リストカットなどの自傷行為を行った。
    - ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
    - ・殴られて歯が折れた。
    - ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
    - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
    - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
    - ・多くの児童生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
    - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・複数の児童生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
    - ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
  - ④ いじめが原因により転学等を余儀なくされた場合
    - ・欠席が続き(重大事態の日安である30日)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。
- ※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

#### (2) 重大事態への対処の方法について

##### <緊急時の対処>

学校長が、24時間以内に全教員を召集し、事態の内容認識を行う。対策チームを立ち上げ、緊急に当該者から聞き取りを行う。迅速かつ正確な情報を掴む。教育委員会を通じて、市長に連絡を行う。全学校関係者・保護者に報告を行う。

重大事態の調査については、国の基本方針により、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

##### <その後の対処>

#### (1) いじめの疑い把握

早期発見の取組みにおいて、どれか一つによってでもいじめ又は、いじめの疑いがあると判断した場合には、即時対応を始める。

## (2) いじめ対応チーム

- ①いじめ及びいじめの疑いを察知した場合に、原則24時間以内に校長が召集する。
- ②いじめ対応チームにより、当該児童本人、保護者から適宜聞き取りをおこない、詳細の把握をするとともに、加害児童の状況についても、状況観察、必要に応じた聞き取り等によって把握をする。
- ③即時対応策、中期的対応策を検討する。
- ④解決に向けた対応策を実行する⇒全教職員に周知の上、児童・生徒への組織的に対応する。

## (3) 調査結果の提供及び報告について

調査報告書の内容は、自殺調査指針及び不登校調査指針において、事項例が示されている。例えば、自殺調査指針では、報告書の内容（目次）の例として、①要約、②調査組織と調査の経過、③分析評価（調査により明らかになった事実、自殺に至る過程、再発防止・自殺予防の課題、特定のテーマ）、④まとめ等が示されている。